

從業員側は予定の如く十二月三十日會社に出席して回答を求める所も要領を得ざりし為め更に翌三十一日午後十時迄に回答ありなしと要求し其の結果如何によりては元旦早々四能業を決行するも敢て諱せざるの意図あり、今社員於ても緊急會議を開き対策協議中となりしが、時恰も市議閣中にあり徒々紛擾を惹起するは恐懼の次第にして是又元旦早々よりの交渉障礙は一般社會に迷惑すること甚しければ、神奈川が当局は川越警察署より賃貸、代表者を招致し、一時延期方を終焉し伊太華終了后半日以内に會社側より説意ある回答をあすかしとの条件にて一時中止する所となつた。

三、會社の回答と自治會の對策

會社側は若一從業員側の要求全部を容認する有りば、十二ヶ月以上の経費を必要とし、前記の如く大正十五年中大自發的改善を爲したる上又々斯から改善を実行することは不可能の事なりとし他面自治會内部の事情を調査せし處、昨年春以来左右兩派の對立抗争に禍され爾来幹部間の意思相知せやうを知り、強硬なる態度を採らしく決意せりり、如く、本年一月

十八日午後一時從業員側代表を招致し豫め不刷し四道きたる左記の如き回答書を發表した。

回 答 書

一、自治會京浜支部加入自由確認の件

回答 従業員に対する何等後來と異なる態度を取りたる事なく從別に差別的待遇をもたらす事なし、

二、除隊者復職に關する件

回答、除隊后一ヶ月以内の申込者は優先採用する上日を以て既に実行したり、

三、健康保険組合設置に関する件

回答、組合設置に關しては考慮中おろり希望の如き研究會設置の必要を認めた。